

高知県 PPA モデル太陽光発電設備等導入推進事業費補助金

【令和4年度募集要領】

令和4年6月制定

高知県林業振興・環境部 環境計画推進課

1. 事業の目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた二酸化炭素の削減の取組を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備及び蓄電池設備をオンサイトPPAモデルによって導入する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

※「オンサイトPPAモデル」とは、太陽光発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいいます。

2. 募集期間

一次募集 令和4年6月6日（月）から令和4年6月30日（木）まで 17時必着

二次募集 令和4年7月1日（金）から令和4年7月29日（金）まで 17時必着

三次募集 令和4年8月1日（月）から令和4年8月31日（水）まで 17時必着

※ただし、内示額の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。

3. 事業の期間

本事業は、単年度事業としており、補助事業の完了及び実績報告書の提出は、原則として令和5年2月15日までとなります。

また、補助金交付決定前に導入工事に着手（工事に係る契約締結及び契約に係る手続きを含む）している事業は対象となりません。

4. 補助対象事業

（1）導入設備の規模等について

対象となる事業は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、補助施設において必要とされる機能を維持するために、自立運転機能を持つ太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する事業とします。

（2）本事業における附帯工事の範囲について

本体工事に付随する必要最小限の範囲であれば、本事業の対象となります。

（3）既存設備の撤去に係る工事費について

本事業は、既存設備の更新を目的とするものではないことから、既存設備の撤去費については補助対象外となります。

（4）施設の耐震化について

耐震工事については対象外となります。

なお、太陽光発電設備等を設置する施設は、設備設置後についても耐震基準を満たしている必要があります。

（5）新築又は増築する場合の取扱いについて

新設又は増築する施設に、太陽光発電設備等を導入する場合も補助対象とします。ただし、あくま

でも太陽光発電設備等の導入に係る部分のみが対象となりますので、契約上等設計費等の本体工事と区分できない場合であっても按分して区分する必要があります。

(6) 計測器等の取扱いについて

発電量等の事業効果を把握するための計測器（計測データの取得、管理専用のパソコンを含む）については補助対象となりますが、啓発用のパソコンやモニター等は補助対象外となります。

(7) 補助対象設備の所有権について

割賦バック取引などの補助対象設備の所有者の変更を伴う資金繰りを行う場合については補助対象外となりますのでご注意ください。

(8) 補助金の需要家に対する還元について

補助金額のすべてを、需要家に対するサービス料金の低減等により、需要家に還元されていることが補助金交付の要件となっておりますのでご注意ください。

5. 事業の対象となる設備

県内に所在する施設に100キロワット以上の発電容量を持つオンサイトPPAモデルによって導入する太陽光発電設備が対象となります。

※蓄電池設備と太陽光発電設備をセットで導入する場合には、蓄電池設備も対象とします。

※対象施設から離れた場所に太陽光発電設備を設置するなどして、電気事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介して自己託送を行うオフサイト型の太陽光発電設備は対象外とします。

6. 補助対象経費

本工事費、設備費、業務費

消費税に関しては、消費税仕入控除税額等がある場合はこれを減額して応募してください。ただし、応募時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではありません（詳細は交付要綱第8条第2項を確認してください）。

7. 補助対象者

本補助金の交付を申請する者は日本国内において事業活動を営んでおり、次のいずれかに該当する者であることを条件とします。なお代理・代行申請は受け付けません。

(ア) 民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社、有限会社）

(イ) 個人事業者（確定申告書B及び所得税青色申告決算書の写しを提出できること）

(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人(エ)

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人

(オ) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

(カ) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

(キ) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

- (ク) 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- (ケ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (コ) その他知事が適当と認める者

8. 補助率

補助金額は、以下のいずれか低い方の額とします。ただし、500万円を上限額とします。

- (1) 当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した金額の3分の1以内
- (2) 導入する太陽光発電設備容量 (kW) に補助率 2 万円/kW を乗じた金額以内

9. 事業計画書の提出

補助を希望する事業者は、事業計画書（様式1）を提出してください。

事業計画書に添付する書類は以下のとおりです。

- (1) 事業計画（様式2）
- (2) 導入量算定シート（様式3）
- (3) 需要家の太陽光発電設備を利用した取組事項（様式4）及び様式4について確認できる書類
- (4) 提出の時点で需要家と合意できている内容に基づく契約書（案）、覚書等
- (5) 補助金額の需要家への還元方法（様式5）
- (6) オンサイト PPA モデル料金契約関係書類説明書（様式6）
- (7) オンサイト PPA モデル料金の設定根拠（様式7）
- (8) 業者からの見積書等、事業費を確認することができる資料（1者のもので可）
- (9) 事業実施場所の位置図及び、設備の配置予定図
- (10) PPA 事業者及び、需要家の商業登記等（事業概要、定款、財務諸表、全部事項証明書）
- (11) 補助対象設備を設置する土地及び建物の登記簿謄本（全部事項証明書）等
- (12) 補助対象事業の実施体制表（様式8）
- (13) CO2 削減量等計算表（様式9）

※「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」等の国の補助金の採択を受けている場合は、採択を受けていることが分かる書類を添付してください。

※「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」等の国の補助金の採択を受けている場合、上記項目の（5）～（12）については、本県が提出を求めている様式に代わり、国補助金公募要領の申請書及び提出様式の写しにて応募いただいてもかまいません。ただし、本県が記載を求めている情報が全て記載されていることを条件とします。

※補助事業着手（契約や入札含む）は、補助金の交付決定通知に基づき行わなければなりません。

※契約書（案）等は交付要綱・募集要領に記載された内容を満たすものが必要です。

※需要家が補助対象設備を設置する土地、建物の所有者でない場合は、需要家と土地、建物所有者との賃貸借契約書等を提出してください。

【提出期限】 一次募集分 令和4年6月30日（木） ※17時必着
二次募集分 令和4年7月29日（金） ※17時必着
三次募集分 令和4年8月31日（水） ※17時必着

※ただし、内示額の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。

【提出先・問合せ先】

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1-7-52

高知県林業振興・環境部環境計画推進課 公文、中橋

電話：088-821-4538

FAX：088-821-4530

Eメール：030901@ken.pref.kochi.lg.jp

10. 補助事業の決定方法

提出のあった事業計画書を高知県 PPA モデル太陽光発電設備等導入推進事業審査要領に基づいて県で審査を行い、同要領に基づく高知県 PPA モデル太陽光発電設備等導入推進事業費補助金審査会の意見を踏まえて、補助事業の採択又は不採択を決定し、提出者に通知します。

選定された事業計画について、改めて補助金交付申請書を提出していただいた後、審査の上補助金の交付決定を行います。

11. 事業採択の必須条件

- (1) 法人格を持つ事業者が所有し又は管理している、県内に所在する施設に100キロワット以上の太陽光発電設備を導入する事業であること。
- (2) 補助金額のすべてが、サービス料金の低減等により、需要家に還元されていること。
- (3) 平時において導入する太陽光発電設備による発電量の50%以上を導入場所の敷地内で自家消費すること
- (4) 自らが所有する施設でない事業者にあつては、当該補助施設を補助事業のために用いることについて書面で所有者の承諾を得ること。
- (5) 施設の規模や収容人数に対して、導入する太陽光発電設備の規模が適正であること。
- (6) その他、県の交付要綱で認められる事業であること。

12. 余剰電力の売電について

本事業で導入する太陽光発電設備により発電された電力は、専ら補助施設において消費するものとなりますが、施設の閉館日や休日等、一定程度の余剰電力が発生することが見込まれることから、発電された電力を売電することは可能です。

ただし、固定価格買取制度及びFIP制度の認定を取得して、売電を行うことはできません。

13. 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図る必要があります。

また、PPA 契約期間内において、当該財産の処分等を行う場合には、事前に知事の承認を得る必要があります。

14. その他

補助金の交付を受けた補助事業者は、県が実施する再生可能エネルギーに関する普及啓発活動に協力してください。

例えば、補助事業者は高知県知事が定める高知県脱炭素推進企業（仮称）に認定されることとなり、高知県脱炭素推進企業（仮称）としての広報活動等もしていただきます。具体的には、太陽光発電設備を利用した取組事項を当課が実施するカーボンニュートラルの実現に向けたセミナー等において、発表していただくといったことなどを想定しております。

また、事業実施による発電電力量、事業実施前後の施設の消費電力量や発電電力量の報告を求めるところとしておりますので、記録を残すようにしてください。

15. 留意事項

- (1) PPA 契約期間満了後に需要家に対して設備譲渡を行う場合には、その旨を申請時の実施計画書に記載してください。ただし、当該譲渡を受けた者は、法定耐用年数の期間、譲渡を受けた補助対象設備を本補助事業の目的に沿って継続して使用する必要があります。当該事項について、契約締結時に需要家に対して説明してください。
- (2) PPA 契約期間満了後に太陽光発電設備等の譲渡を受け、法定耐用年数期間経過後に当該太陽光発電設備等の廃棄を行う場合には、当該譲渡を受けた者の責任において行う必要があることに留意するとともに、その旨を電力販売契約書等に明記するように留意してください。
- (3) 補助事業選定後、補助金交付申請書提出時には、導入する施設が耐震基準を満たしていることを確認することができる資料及び補助工事後も耐震基準を満たすことが分かる強度計算書を添付してください。
- (4) 補助金の交付決定後に行う施工業者を決定する際には、入札や3者以上から見積書を徴収するなど、競争性を確保してください。
- (5) 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン（資源エネルギー庁）」及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」を参考に、必要な経費を算定し、適切な経費の積立等を行い、太陽光発電設備の廃棄時に適切なリユース・リサイクル・適正処理を実施してください。
- (6) 需要家と PPA 事業者が親会社、子会社、孫会社などの関係でなく、原則として資本関係がないことが条件となります。
- (7) 補助事業者は、需要家との契約期間満了までに、補助事業にて設置した太陽光発電設備等の使用を中断することとなった場合は、知事に対し速やかに報告をし、指示を受ける必要があります。

16. 選定等のスケジュール（予定）

- ・ 6月30日（木） 募集締め切り
- ・ 7月上旬～7月中旬 個別ヒアリング（必要に応じて）
- ・ 8月中旬 高知県太陽光発電設備等導入事業費補助金審査会の実施
- ・ 9月上旬 補助事業の選定、通知
- ・ 9月上旬 補助金交付申請受け付け開始
- ・ 9月下旬 補助金交付決定、通知